

令和5年度 学校体育実技指導協力者派遣事業（水泳） 実施要項

静岡県教育委員会

1 趣旨

静岡県教育委員会が公立小学校に対して、実技指導協力者（以下「協力者」という。）を計画的に派遣し、教員の資質向上と体育指導の充実及び子供の体力向上を図る。

2 事業内容

協力者の派遣を希望する小学校に対し、体育の授業及び放課後、夏休み等の水泳指導における実技の指導及び助言、実技指導の補助を行う。

3 対象学年

小学校3年生～6年生

4 指導時間・指導人数

- (1) 体育の授業又は放課後、夏休み等の水泳指導に協力者を派遣する。
- (2) 1回の指導時間は1単位時間（45分間）とし、原則1日2単位時間とする。
- (3) 1単位時間に指導する児童は、原則40人以内とする。

5 派遣期間

令和5年6月19日（月）から8月31日（木）まで

6 申込み

ア 小学校

派遣を希望する小学校は、「別紙様式1」を市町教育委員会に提出する。

イ 市町教育委員会

希望する小学校を取りまとめて「別紙様式2」を作成し、「別紙様式1」と合わせて以下の提出先に電子メールで提出する。

<提出先> 静岡県教育委員会健康体育課 学校体育班

【Eメールアドレス】 kyoui_kenkou@pref.shizuoka.lg.jp

7 協力者

公立学校の教員以外の者のうち、関係団体の推薦を受け、県教育委員会が委嘱した者とする。

8 経費

本事業に係る協力者への謝金及び旅費については、県教育委員会が負担する。

(1) 支給額

ア 報償費

1 単位時間当たり2,000円とする。

イ 旅費

旅費は、静岡県職員の旅費に関する条例・規則等に基づき、自宅から学校までの額を支給する。

(2) 源泉徴収税額

報償費については所得税を控除する。

(3) 支払期日及び支払方法

報償費及び旅費は、当月分を翌月の末日に、本人指定口座に振り込む。

なお、支払期日が週休日又は休日の場合は、直前の金融機関営業日とする。

(4) 支給に係る事務手続

ア 協力者は、「口座振込依頼書」を事前に下記まで提出する。

イ 協力者派遣校は、学校長が確認した「実技協力者勤務実績簿」を、各月の事業終了後、速やかにEメールにて下記に提出する。期限は翌月の3日必着とする。

ウ 提出先

<提出先> 〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号
静岡県教育委員会健康体育課 学校体育班 あて

【Eメールアドレス】 kyoui_kenkou@pref.shizuoka.lg.jp

9 その他

本事業に関わる指導者の保険については、「スポーツ安全保険」に加入することとし、加入に必要な手続き及び費用の負担は、健康体育課で行う。